

クルマの 変更手続・移転手続は お済みですか？

住所変更した時

名義変更した時

●住所が変わったら？

→「変更登録」手続きが必要！

●自動車の所有者の名義が変わったら？

→「移転登録」手続きが必要！

住所変更

名義変更



変更手続

移転手続

◆自動車のナンバープレートに自分の希望する番号をつけることもできます。(村登録分は不可)
※軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。

登録自動車（白や緑ナンバープレート）に関する問い合わせは、熊本運輸支局へお願いします。

Tel.050(5540)2086

軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）に関する問い合わせは、軽自動車検査協会熊本事務所へお願いします。 Tel.050(3816)1758

バイク・農作業車などの 廃車はお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の納税義務者（所有者または使用者）に課税される税金です。

軽自動車などを廃車したり、譲渡したときは、速やかに届け出てください。

■バイクなどの異動手続き（125cc以下のバイク・小型特殊自動車（農作業車等）については、村役場税務課まで手続きをお願いします。）

●必要なもの

認め印・ナンバープレート
※譲渡の場合は、譲る側の印鑑を押した譲渡証明書が必要です。

■その他の異動手続きの場所

- ① 126cc以上250cc以下のバイク・軽三輪・軽自動車は、軽自動車協会熊本事務所です。
- ② 自動二輪（251cc以上）は、熊本運輸支局です。



〈問い合わせ〉役場 税務課軽自動車係 Tel.(62)9198